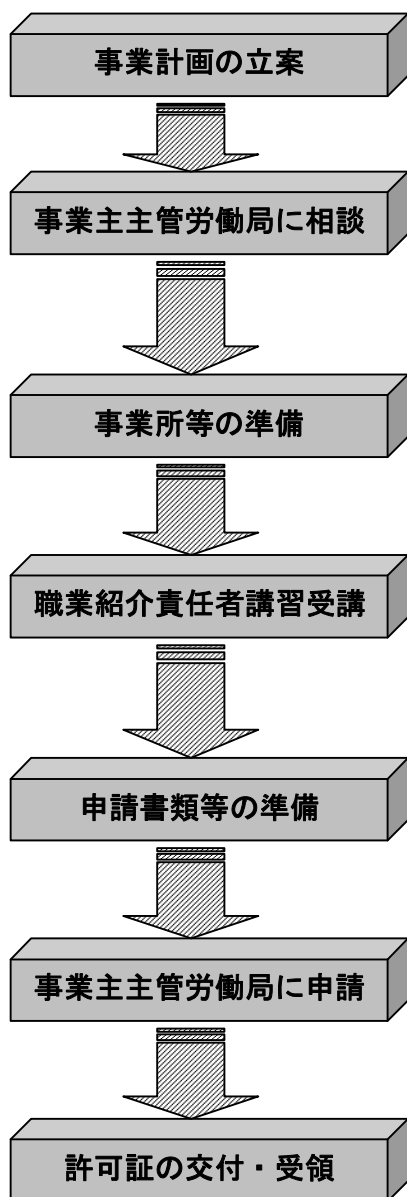


## 有料・無料職業紹介事業 許可までの流れ



許可基準を満たしている（満たす予定である）ことをあらかじめご確認下さい。

福島労働局需給調整事業室では随時、ご相談、書類の事前チェック、届出の受理をおこなっております。電話で相談の日時をご予約下さい。

定款・法人の登記簿の目的に「職業紹介事業」を加える必要があります。

申し込みは⇒社団法人全国民営職業紹介事業協会のホームページ等を参照して下さい。

\*職業紹介責任者講習の受講は必須項目です。

福島労働局需給調整事業室では、届出書類の事前チェックを行っています。電話で日時をご予約下さい（FAX可）。

申請で福島労働局需給調整事業室に来室される際には、電話で日時をご予約下さい。

許可は、労働局における申請内容の審査・確認及び厚生労働省における審査、労働政策審議会の意見聴取等の手続きを経て行われます。

許可申請から許可までには、最短で概ね2ヶ月程度の期間を要しますので、申請書等の提出は十分に余裕をもって行ってください。

〔例〕

4月中許可申請書受理⇒7月1日付許可（7月1日事業開始）

福島労働局需給調整事業室

<http://www.fukushimaroudoukyoku.go.jp/>

電話：024-529-5746

FAX：024-536-4222